

# 県工事事故防止 へのご協力をお願いします！

県では、「第6次県工事事故防止対策推進計画」及び「令和7年度工事事故防止対策事業計画」を策定しました。事業計画では、工事事故の発生傾向を踏まえ、事務所ごとに安全管理目標及び具体的な取組を定めて重点的に実施していくこととしております。

このことから、営繕課・設備課では、下記の安全管理目標を設定し、目標達成のための具体的な取組を掲げ、事故防止に取り組んでいくこととしましたので、皆様のご協力をお願いします。

## 安全管理目標(数値目標)

- 労働災害** 事故件数が多い種類の「転倒」・「転落・墜落」は「0件」を目指す
- 公衆災害** 「車両物損」・「埋設管切断」等の物損事故は「0件」を目指す
- その他** 災害発生時の現場点検において被害状況報告遅れなし(0件)

## 具体的な重点取組

- 打合せ時に監督員より
  - ① 安全教育等において必ず「転倒」・「転落・墜落」事故防止の教育実施を指示する。
  - ② 災害発生時の対応を確認し、報告の厳守を指示する。
- 監督職員等の現場点検、安全パトロールを通じて「事故防止装具(フルハーネス、防滑靴、保護帽等)使用」、「作業現場の整理整頓」を注意喚起する。
- 作業前に周辺状況の確認を徹底し、適宜作業誘導員の配置等を行う。

## 令和6年度の事故事例紹介

- ◇ 天井仕上材の解体作業時に、荷下ろし用足場開口部の安全対策が不十分により開口部から転落し、負傷(全治 70 日)
- ◇ 外部足場から屋上スラブ型枠への移動時に、昇降設備(脚立2段)から飛び降りた際、足首を捻り負傷(6 週間の加療)
- ◇ 脚立を使わずに、高さ1.8mの水平つなぎ(単管パイプ)に乗り、型枠支保工作業の際に滑落し、負傷(1か月の加療)

## リーフレット等紹介(厚生労働省)

足場からの墜落防止対策を強化します

検索

足場を安全に使用いただくための R5 年改正労働安全衛生規則の改正内容を紹介しています。

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

検索

建設業等の高所作業において使用される安全帯の H30 年改正、ガイドラインの内容・ポイントがわかります。

はしごを使う前に／脚立を使う前に

検索

はしご、脚立の使用前チェックリストとなっております。ぜひご利用ください。

職場のあんぜんサイト

検索

職種に応じた労働災害事例の紹介、安全衛生の動画教材での学習ができます。

